

桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱

(平成19年3月23日告示第36号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するため、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）別表第2の第1号に規定する資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を借り入れた者（以下「借入者」という。）に対し、当該借入れにより負担する利子の一部について、毎年予算の範囲内において、農業経営基盤強化資金利子助成金（以下「利子助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「融資事務取扱機関」とは、第7条の規定により借入者から利子助成金の代理請求及び代理受領の委任を受けた農業協同組合、銀行及び信用金庫をいう。

(利子助成金の交付額)

第3条 第1条の規定により交付する利子助成金の額は、毎年1月1日から6月30日までの期間（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下期」という。）ごとに、その期間内における農業経営基盤強化資金につき、各貸付ごとに算出した融資平均残高（各期間の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を年間の日数である365（閏年であっても365とする。）で除して得た額（1円未満の額は、これを切り捨てる。））に別表の利子助成率を乗じて得た額（1円未満の額は、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第4条 利子助成金の交付を受けようとする借入者は、様式第1号の桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年、上期にあつては7月25日、下期にあつては1月25日とする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、利子助成金の交付を決定し、及び交付額を確定したときは、様式第2号の農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書及び確定通知書を同条の申請をした借入者に交付するものとする。

(利子助成金交付の請求)

第6条 利子助成金の交付を請求するときは、様式第3号の農業経営基盤強化資金利子助成金請求書を市長に提出しなければならない。

(事務の委任等)

第7条 利子助成金の交付を受けようとする借入者は、融資事務取扱機関に利子助成金の代理請求及び代理受領に関する事務の委任を行うものとし、様式第4号の委任状を融資事務取扱機関を通じて市に提出するものとする。

(利子助成金の交付)

第8条 利子助成金の交付については、市が借入者から代理受領に関する委任を受けた融資事務取扱機関に対して行うこととする。

2 融資事務取扱機関は、利子助成金の交付を受けた場合は、遅滞なく借入者に対し当該利子助成金を支払うものとする。

3 融資事務取扱機関は、前項に定めるところにより利子助成金を支払った場合は、当該支払った日から2週間以内に、その旨を様式第5号の農業経営基盤強化資金利子助成金支払報告書により市長へ報告するものとする。

(状況報告)

第9条 借入者及び融資事務取扱機関は、市長の要求があつたときは、利子助成金の交付に係る事務の遂行の状況を書面で市長に報告しなければならない。

ならない。

- 2 前項に定めるもののほか、融資事務取扱機関は、農業経営基盤強化資金の貸付け、回収等の状況を書面で報告しなければならない。

(利子助成金の返還)

第10条 借入者は、既に交付を受けた利子助成金について、返還を要する事態が生じた場合には、融資事務取扱機関の指導を受け、様式第6号の農業経営基盤強化資金利子助成金返納申請書を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、融資事務取扱機関は、借入者に対し、利子助成金の返納の手続を指導するものとする。

(書類の整備)

第11条 借入者及び融資事務取扱機関は、利子助成金の交付に係る農業経営基盤強化資金の貸付状況等を明らかにした書類を備え、かつ、利子助成金に係る収入及び支出についての証拠書類を当該利子助成金を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間整理補完しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子助成金の交付に関し必要な事項は、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、桶川市農業経営基盤強化資金利子助成交付要綱（平成8年7月22日市長決裁）に基づき行われた手続、利子助成金の交付その他の行為については、この告示に基づき行われた手続、利子助成金の交付その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

農業経営基盤強化資金の貸付を受けた時期	利 子 助 成 率
<p style="text-align: center;">年 月 日～</p>	<p style="text-align: center;">0 . 5 0 % 以 内</p>

様式第1号（第4条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金交付申請書

（ 年 期分）

第 号
年 月 日

桶川市長

住 所

名 称

代表者名

⑩

年度農業経営基盤強化資金利子助成金の交付を受けたいので、
桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第4条の規定により、関
係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2

3

様式第2号（第5条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金交付決定通知書及び確定通知書

（ 年 期分）

第 号
年 月 日

様

桶川市長

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金利子助成金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

様式第3号（第6条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金請求書

（ 年 期分）

第 号
年 月 日

桶川市長

住 所

名 称

代表者名

⑩

年 月 日付け桶産第 号で交付決定のあった農業経営基盤強化資金利子助成金については、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

委 任 状

融資事務取扱機関 （住所）
（機関名）
（代表者名）

私は、上記の者を代理人と定め、桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱に基づき、桶川市から交付される下記の借入金に係る利子助成金の請求及び受領に関する権限を委任します。

なお、万一償還が延滞となった場合は、当該利子助成金を約定償還金に充当されても異議ありません。

記

借入金の種類	農業経営基盤強化資金			
借入年月日	年 月 日	借入金額	円	
借入条件	償還期限	年（最終償還日： 年 月 日）		
	措置期限	年（ 年 月 日まで）		
	借入利率	年 %	約定償還日	月 日

年 月 日

借入者（住所）
（氏名）

印

様式第 5 号（第 8 条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金支払報告書

（ 年 期分）

第 号
年 月 日

桶川市長

住 所

名 称

代表者名

ⓐ

年 月 日付け桶産第 号により交付決定を受けた農業経営基盤強化資金利子助成金について、別紙のとおり借入者に対し支払ったので、桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告いたします。

様式第6号（第10条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成金返納申請書

年 月 日

桶川市長

（申請者） 住 所
氏 名 ㊟

桶川市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱第10条第1項に基づき、既に交付を受けた利子助成金について、下記のとおり返納を要するものが生じたので、返納を申請します。

記

1 返納申請額

期 別	既受領額 A	返納申請額 B	差引受領額 A - B
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
合 計	円	円	円

2 農業経営基盤強化資金利子助成金返納計算書（別紙）

